

（国の審議会等における女性委員の割合）

国の審議会等における女性委員の割合は、これまで増加傾向にあったが、平成23年9月30日現在、33.2%となり、昭和50年の調査開始以来、初めて減少した。一方、専門委員等に占める女性の割合は、18.4%と増加している。

（大都市ほど高い地方議会における女性の割合）

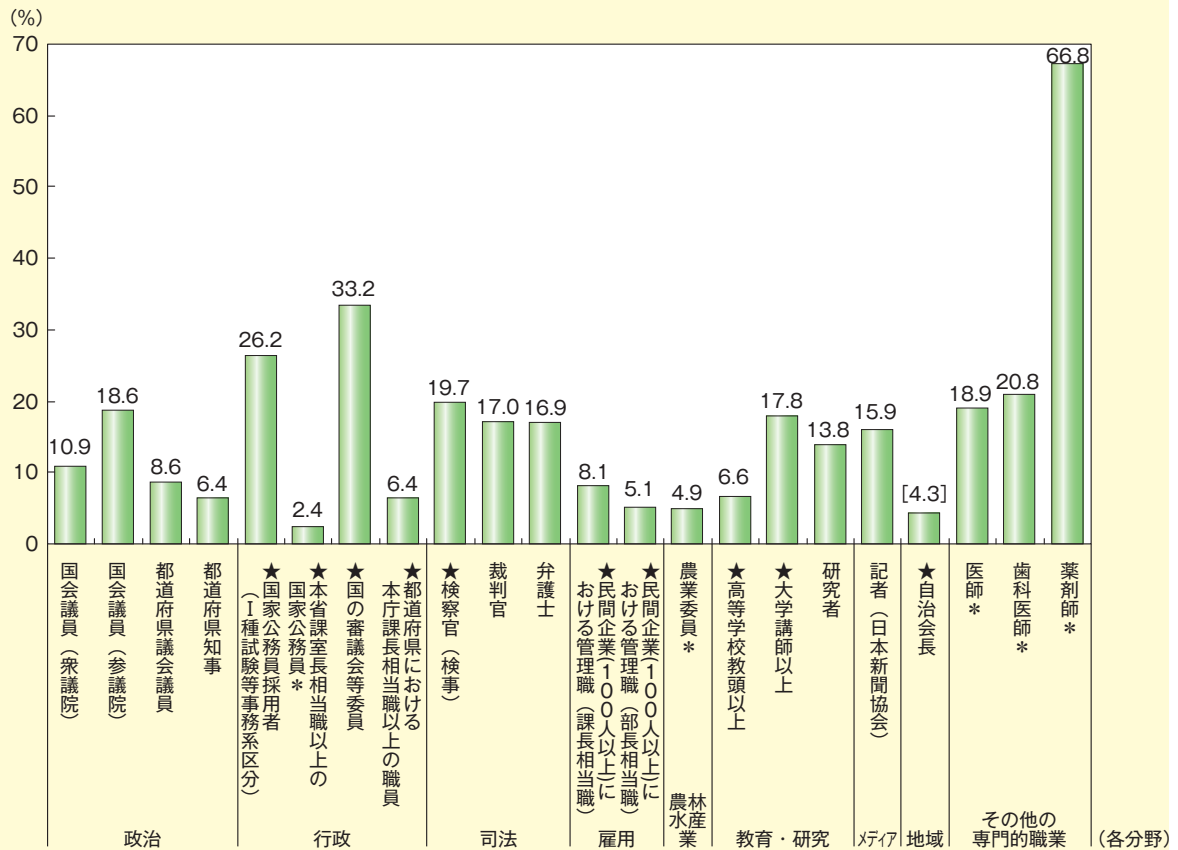
都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合を見ると、平成23年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では25.9%、政令指定都市の市議会は16.6%、市議会全体は12.8%、都道府県議会は8.6%、町村議会は8.4%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。23年12月現在、女性議員がいない都道府県議会は解消された一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

（国際的に見ても低い水準にある我が国の状況）

政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである（第16図）。

また、国際的には、2011（平成23）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は人間開発指数（HDI）が測定可能な187か国中12位であり、ジェンダー不平等指数（GII）は測定可能な146か国中14位となっている。一方、世界経済フォーラムが2011（平成23）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、測定可能な135か国中98位となっており、女性の政治・経済活動や意思決定への参画の度合いを示すGGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低くなっている。

第16図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



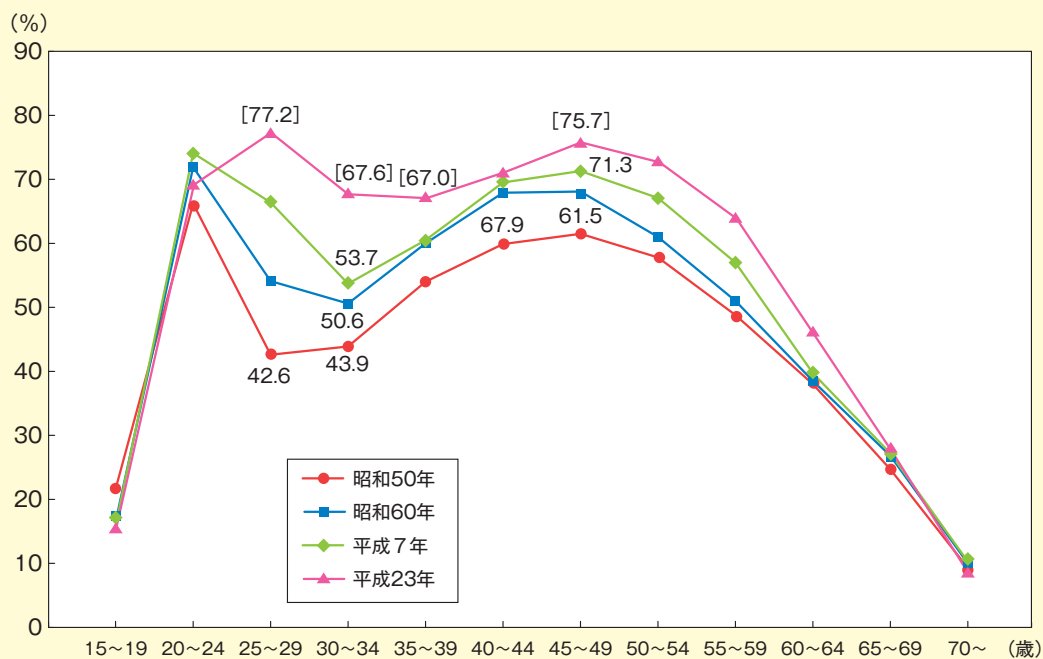
(備考) 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年1月)より一部情報を更新。原則として平成23年のデータ。ただし、*は平成22年のデータ。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。
 2. 「自治会長」については、東日本大震災の影響により調査を行うことができなかった次の15市町村が含まれていない。岩手県(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県(女川町, 南三陸町), 福島県(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楡葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)。

第2章 女性の活躍と経済社会の活性化

(我が国の大きな女性の潜在力)

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いているが(第17図)、現在就業しておらず、求職活動はしていないものの就業を希望している女性(「就業希望者」)は、25歳から49歳を中心に342万人に上っている。

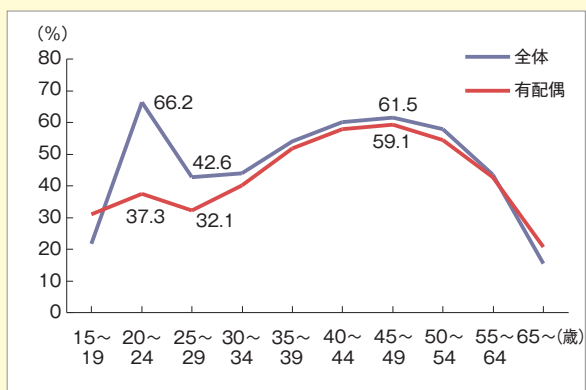
第17図 女性の年齢階級別労働力率の推移



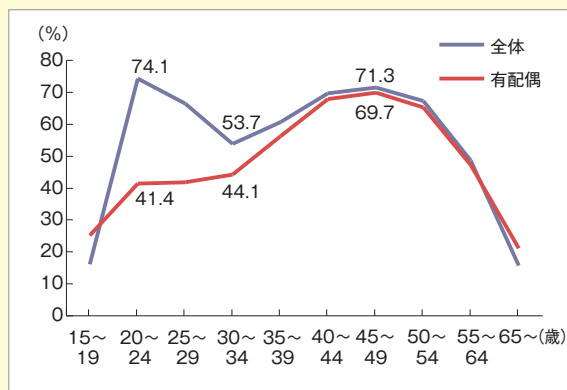
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 3. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考：女性の配偶関係・年齢階級別労働力率

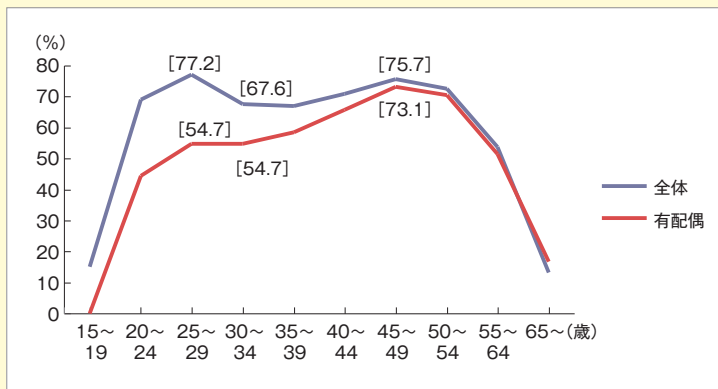
○昭和50年



○平成7年



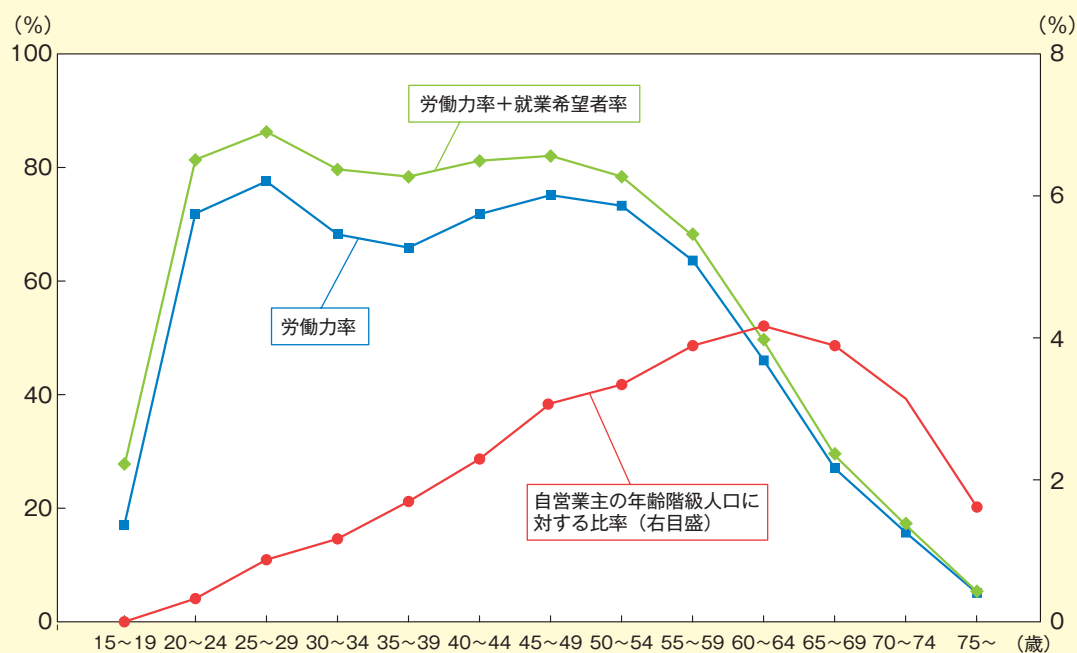
○平成23年



(女性と起業)

女性が個人事業主の新設事業所では、個人事業主本人を含め、その事業所の就業者の約9割が女性となっている。女性の年齢階級別人口に対する自営業主の比率を見ると、「M字カーブ」は見られない(第18図)。起業は女性の雇用創出や柔軟で多様な働き方の実現という観点から重要な働き方となっている。

第18図 女性の労働力率及び女性の各年齢階級人口に対する自営業主の比率



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)より作成。
2. 年齢階級ごとの15歳以上人口に占める労働力人口及び自営業主の割合を示している。自営業主には家族従業者、内職者は含まない。

第3章 就業分野における男女共同参画

(労働力人口の推移)

岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の労働力人口は6,261万人で、同じく3県を除いた前年の結果に比べ36万人減少した。男女別に見ると、男性が3,629万人(前年比25万人減)となり、女性は2,632万人(前年比11万人減)となった。

(女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

女性の年齢階級別労働力率については、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している(第17図再掲)。

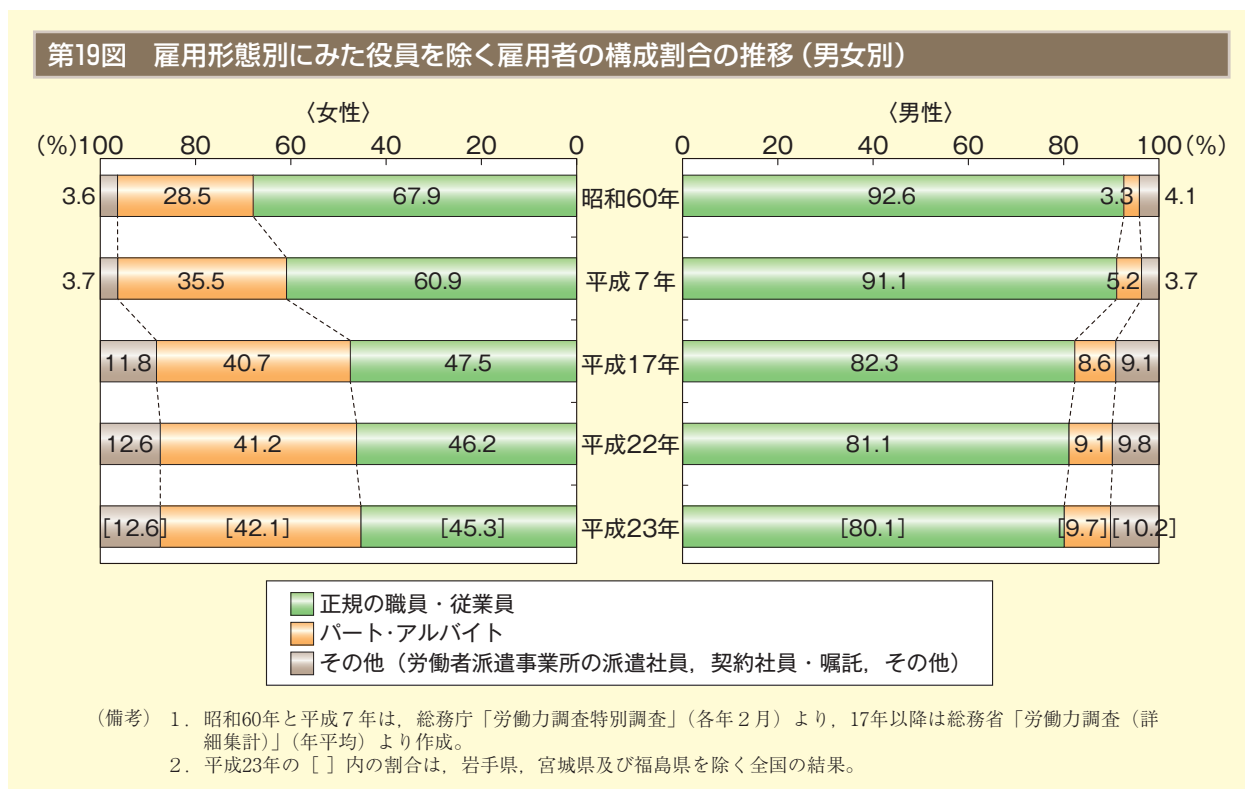
(増加する女性雇用者数)

平成14年から22年までの間の男女雇用者数の推移を見てみると、男性雇用者数が約37万人減少し

ている一方で女性雇用者数は約168万人増加している。

(非正規雇用者率の増加)

男女共に正規の職員・従業員割合が減少し、非正規雇用者割合は上昇傾向にある。女性雇用者では、非正規雇用者が過半数を占める(第19図)。



(有配偶者で低い女性の労働力率)

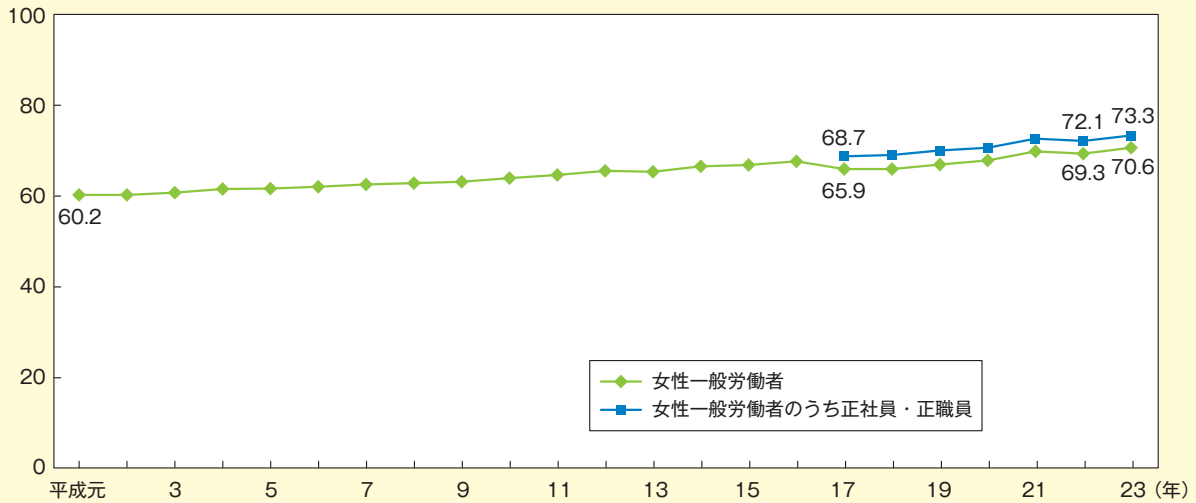
女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、23年とも変わらない。

(所定内給与格差は、一般男女労働者間には長期的には縮小傾向)

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成23年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は70.6と前年に比べ1.3ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は73.3となっており、前年に比べ1.2ポイント縮小した(第20図)。

第20図 男女間所定内給与格差の推移

(男性の所定内給与額=100)



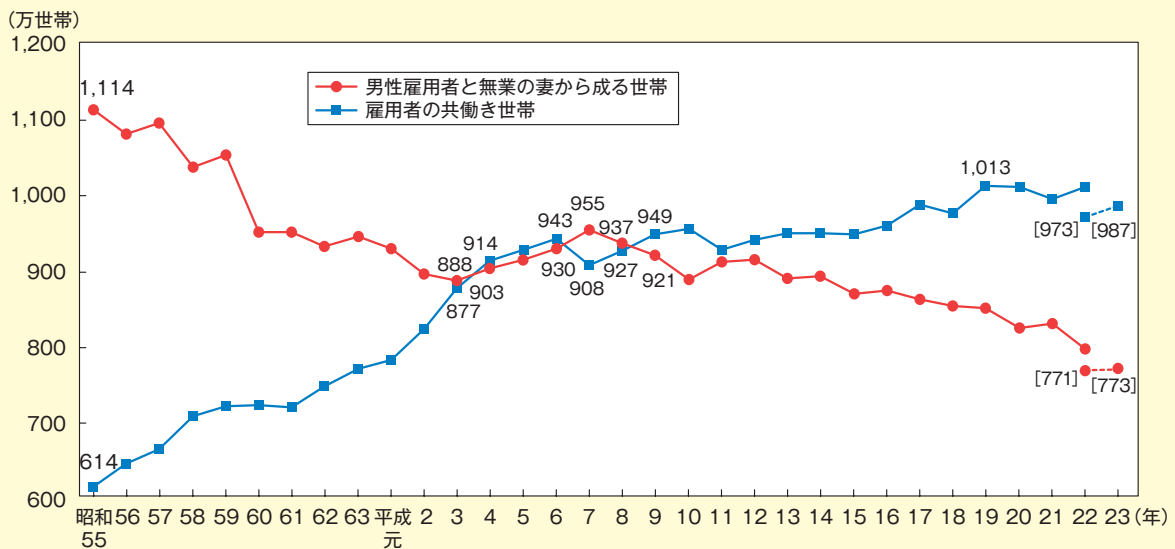
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

(共働き世帯が片働き世帯を上回って推移)

平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る片働き世帯数を上回っている(第21図)。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化等があると考えられる。

第21図 共働き等世帯数の推移

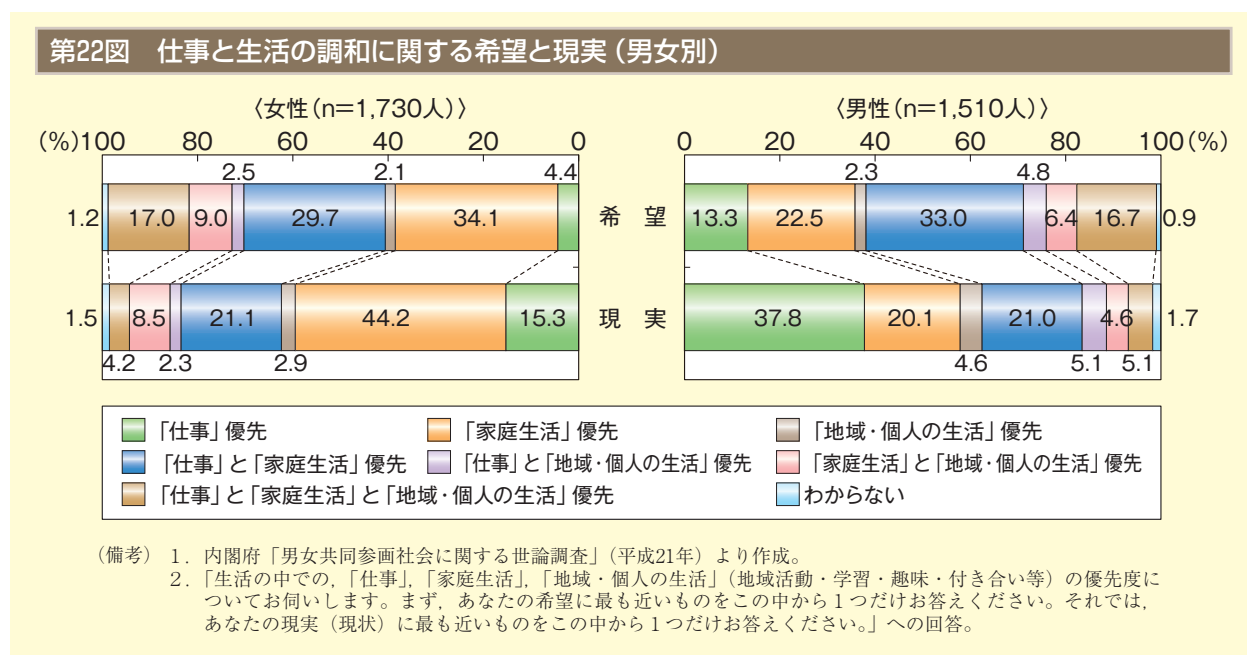


- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第4章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

（仕事と生活の調和に関する希望と現実）

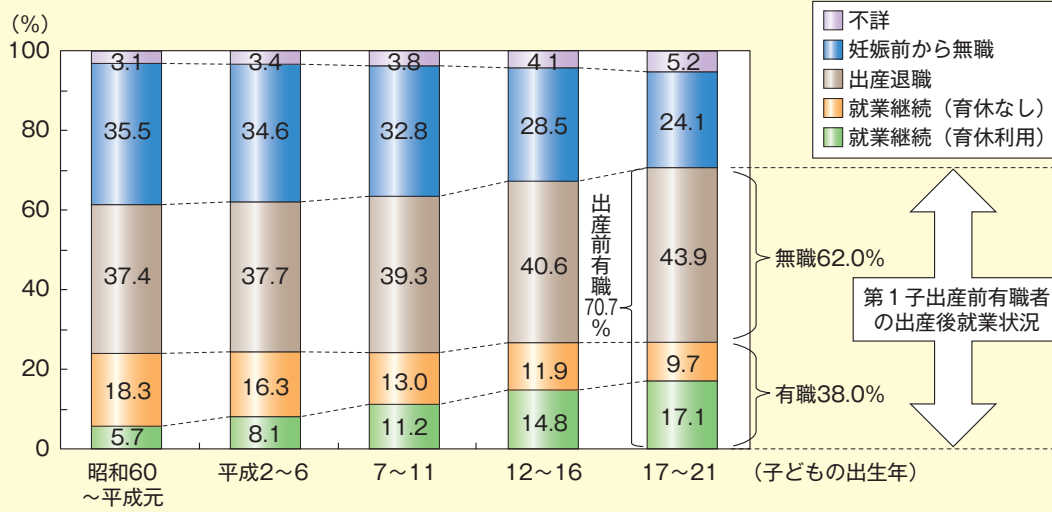
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、男女共に「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいなど、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」や「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高くなっている（第22図）。



（女性の就業継続をめぐる状況）

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第23図）。

第23図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

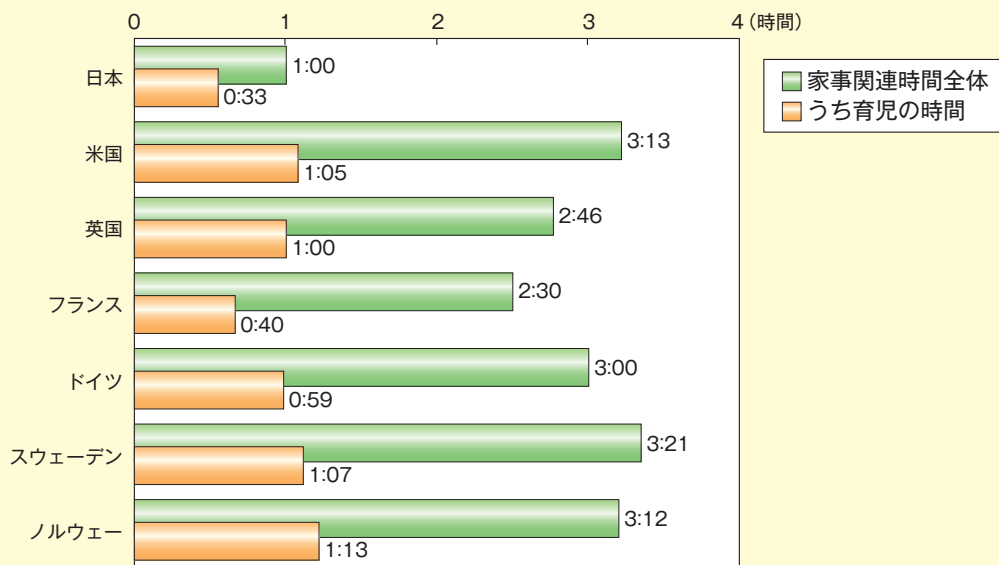


(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業~育児休業取得~子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業~子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職~子ども1歳時無職

(子育て世代の男性の長時間労働)

男性の長時間労働の影響もあって、総務省「社会生活基本調査」(平成18年)によると、我が国では、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は1時間程度と他の先進国と比較して低水準にとどまっている(第24図)。

第24図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)



(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。